**マイナンバーカード交付予約管理システム導入業務委託**

**公募型プロポーザル実施要領**

**１ 目的**

この要領は、マイナンバーカード交付予約管理システム導入業務に係る委託業者を選定するためのプロポーザルに関して必要な事項を定める。

**２ 業務の概要**

（１）業務名称

マイナンバーカード交付予約管理システム導入業務

（２）業務内容

「マイナンバーカード交付予約管理システム導入業務委託仕様書」（別紙１）のとおり

（３）運用開始（稼働）日

令和３年１２月１日

プロポーザル終了後、マイナンバーカード交付予約管理システム導入の上、運用開始（稼働）前日までに引渡しが完了すること。

**３ 見積上限額**（消費税及び地方消費税を含まない）

マイナンバーカード交付予約管理システム導入業務委託費用

・システム導入、機器購入経費

2,280,000円　（一括）

・クラウド利用料、ハードウェア等保守費、運用支援経費

237,400円　（月額）

本上限額は、導入にかかる経費並びに新システム稼働後の保守等経費の金額であるが、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

**４ 参加資格**

本プロポーザルに参加を表明できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

（１）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しないこと。

（２）本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

（３）八戸市暴力団排除条例第２条に規定する暴力団および暴力団員に該当しないこと。ならびにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。

（４）市税等に滞納がないこと。

（５）過去数年の間に、本業務と同種又は類似業務を処理した実績を有すること。

**５ 日程**

本プロポーザルの主な日程は次のとおりとする。ただし、本市の都合により日程を変更する場合がある。

令和３年５月２８日（金） 公募開始

６月　８日（火） 質疑書提出期限

１１日（金） 質疑書への回答公表

１５日（火） 参加表明書等提出期限

２３日（水） プレゼンテーション実施通知

７月　８日（木） 企画提案書等提出期限

７月１５日（木） プレゼンテーション実施

７月２１日（水） 選定結果通知

８月上旬　　　　契約締結

**６ 質問の受付および回答**

本業務に関し質問がある場合は次のとおりとし、他の方法による質問は一切受け付けない。

また、本業務に直接関係する質問にのみ回答するものとし、不適切な質問に対しては回答しない。

（１）質問方法　　電子メール（到達を電話で確認すること。）

（２）質問様式　　質疑書（様式１）※本業務に関する全般的な質問を対象とする。

（３）提出期限　　令和３年６月　８日（火） 午後５時

（４）送信先

八戸市市民防災部市民課代表メール　shimin@city.hachinohe.aomori.jp

（５）回答方法

質問と回答は、６月１１日（金）までの間に随時、八戸市公式ウェブサイトで公開する。

**７ 参加表明書等の提出**

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより、参加表明書等を提出するものとする。

（１）提出書類

ア　参加表明書（様式２）

イ　会社概要（様式３）

ウ　登記事項証明書（写しでも可）

　　※参加表明日前３か月以内に発行されたもの

エ　本業務と同種又は類似業務を処理した実績を有すること証する書類

（契約書の写し）

（２）提出期限　令和３年６月１５日（火） 午後５時

（３）提出場所　八戸市市民防災部市民課（八戸市庁　本館１階）

〒０３１－００７５　八戸市内丸一丁目１番１号

（４）提出部数　各１部

（５）提出方法　持参又は郵送により提出すること。

※持参の場合は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下｢休日｣という。）を除く日の午前９時から午後５時までとする。

※郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法とし、期日までに必着とする。

**８ 企画提案書等の提出**

企画提案書等は、「企画提案書作成要領」（別紙２）に定めるところにより作成し、提出するものとする。

（１）企画提案に必要な書類

ア　企画提案書

イ　企画提案書の形態はＡ４版で様式自由とする。部分的にＡ３版を使用する場合は、片袖折にして綴じ込むこと。

ウ　工程表

Ａ４版とし、様式は自由とする。

エ　見積書

Ａ４版とし、様式は自由とする。ただし、宛名は八戸市長とし、システム導入（構築・機器購入）経費とシステム利用（運用保守とクラウド利用）経費（月額）を提示すること。

（２）提出期限　　令和３年７月８日（木） 午後５時

（３）提出場所　　７の（３）に同じ。

（４）提出部数　　６部（各様式において正本１部のみ押印し、残りの５部は複写可）ただし、８（１）のエについては１部とする。

（５）提出方法　　７（５）に同じ。

**９ 企画提案書等の無効**

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

（１）提出期限を過ぎて提出された場合。なお、提案者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、その限りではない。

（２）提出書類に本市が求める内容が記載されていない等の不備、未記入又は虚偽の記載がある場合。

（３）審査の公平性を害する行為があった場合。

（４）複数の提案を行った場合。

（５）見積金額が提案上限金額を上回る場合。

（６）本プロポーザルの公告後、本業務に関することで審査委員に接触を求めた場合。

**10 企画提案のプレゼンテーションおよび質疑応答**

次により、企画提案に係るプレゼンテーションを実施する。

（１）予定日　　　　令和３年７月１５日（木）

（２）時間、場所　　参加資格要件適合者に後日通知する。

（３）持ち時間等　　４０分（説明３０分、質疑応答１０分）以内

（４）説明　　　　　提出した企画提案書等の範囲を逸脱しないこと（質疑応答を除く。）。なお、当日の追加資料の提出は認めないが、提案書の要約である説明用のスライドを印刷したものは許容する。

（５）説明者　　　　説明は、本業務のプロジェクトに実際に参加する者が行うこと。なお、他の者の同席は２名まで認める。

（６）使用機器等プロジェクタ、スクリーンは本市が用意する。

**11 企画提案の選定**

次の（１）から（２）の方法で選定を行う。

（１）選定は以下の職員６名により行うものとする。

　　　・市民課職員（５名）

・情報システム課職員（１名）

（２）選定方法は、提出書類及びプレゼンテーションに基づき、次の表に掲げる項目を採点することにより順位を決定する。採点では、（１）で掲げる者がそれぞれ評価した合計点数をその事業者の評価点数とし、評価点数が最高となった事業者を選定する。しかし、評価点数が満点の６割を超えていることを選定の条件とする。

　　　なお、評価点数が同点の場合は、見積額の安価な事業者を選定する。

　　　本プロポーザルに参加する事業者が１事業者のみの場合においても、同様にプロポーザルを実施するものとし、評価点数が満点の６割を超えていることを選定の条件として、その事業者を選定する。

　　　なお、見積額が見積上限額を超えている場合は失格とする。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| NO. | 選定項目 | 配点 | NO. | 選定項目 | 配点 |
| １ | 全体的な内容 | 240 | ６ | システム運用・保守 | 240 |
| ２ | システム機能 | 180 | ７ | システム構築・適用作業 | 120 |
| ３ | 機能要件 | 540 | ８ | 導入支援 | 60 |
| ４ | 業務効率化 | 240 | ９ | 提案価格 | 150 |
| ５ | 調達機器等 | 60 | 合　計 | | 1,830 |

**12 選定結果**

各提案者に係る選定結果（評価点数と順位）は、令和３年７月１６日（金）に書面で通知する。また、契約候補者以外の名称を除いたうえで、各提案者の評価点数を八戸市公式ウェブサイトで公表する。

なお、選定過程及び選定結果に関する質問、異議申立ては一切受け付けないものとする。

**13 契約の締結**

前述により選定された契約候補者と契約締結の交渉を行う。なお、契約交渉が不調となった場合には、評価点数の上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

**14 その他**

（１）企画提案書等の作成等に要する費用は、提案者の負担とする。

（２）提出書類は返却しない。

（３）提出書類は、提出した提案者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。

（４）提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。なお、提案者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、その限りではない。

（５）参加表明書の提出後に参加を辞退する際には、辞退届（様式自由）を提出するものとする。

（６）提出された企画提案書等は、八戸市情報公開条例（平成14年３月27日条例第６号）に基づく情報公開請求の対象となる。

（７）提出された書類等は、審査および説明のほか、前号により情報公開する際に、写しを作成して使用することができるものとする。

（８）応募者が１者のみであっても、参加資格を有する業者であればプロポーザルを実施する。

（９）この要領は、本選定作業により契約を締結した日の翌日をもって、その効力を失う。

**15 担当部署**

八戸市市民防災部市民課（八戸市本庁舎１階）

〒０３１－００７５　八戸市内丸一丁目１番１号

電　話：０１７８－４３－２１３６

ＦＡＸ：０１７８－４３－１５１７

メール：shimin@city.hachinohe.aomori.jp